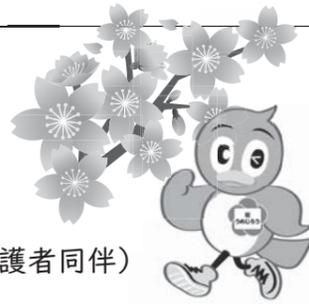


**第195回 ようよう坂町ウォーキング～お花見ウォーク～**

**と き** 4月7日(日) 9時30分～11時30分(受付:9時～)  
**集合・解散** 広島文化学園大学  
**コース** 広島文化学園大学 → さか・なぎさ公園 → 坂町漁協前 → 森山一周道路 → 広島大橋下 → 鯛尾 → 横浜公園 → 広島文化学園大学(約6km、約2時間)



**対象** 体力に自信のある方ならどなたでも(小学3年生以下は保護者同伴)  
**参加費** 200円(保険料含む)  
**持参物** 水筒、タオル、雨具、その他必要と思われるもの  
**申込み・問合せ** 広島文化学園大学広島坂キャンパス ☎884-1001 \*当日受付も可

**木造住宅耐震化促進支援補助金制度**

地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、住宅の耐震性を向上させる工事(耐震改修・現地建替え・非現地建替え・除却)を行う住民に対し工事費の一部を補助する制度です。

<b>申請期限</b>	11月29日(金)まで ※申請総額が予算額を超過する場合は申請締切前でも募集を終了します。
<b>対象住宅</b>	次のすべての要件を満たすもの ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。 ・現に居住の用に供するもので、販売を目的とするものではないこと。 ・耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの。 ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付、支給を受けていないこと。
<b>対象者</b>	坂町に存する補助対象住宅の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方。(町税等の滞納がある方は対象外)

**【補助内容】**

区分	耐震改修		現地建替え	非現地建替え	除却
<b>補助対象</b>	耐震改修工事に要する費用		現地建替え工事に要する費用	除却工事に要する費用	
<b>補助基本額</b>	補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、50万円/住戸を限度	補助対象工事費の80%かつ、100万円/住戸を限度	補助対象の額の23%かつ、83.8万円/住戸を限度	
<b>区域要件</b>	市街化区域内にある住宅	市街化区域外にある住宅	市街化区域内にある住宅	新たに建築する住宅は市街化区域内に限る	坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住すること

- ・耐震工事前に、町への補助金交付申請が必要となります。
  - ・補助金の交付の決定前に、耐震化工事に係る工事契約をしないでください。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)
- 詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

**問合せ** 役場都市計画課 ☎820-1513

**令和6年度 固定資産税に係る縦覧等について**

縦覧帳簿による縦覧及び固定資産課税台帳の閲覧を次の日程で実施します。

《縦覧帳簿による縦覧》固定資産税の納税者が「自己の土地や家屋の評価額」と「町内の他の土地や家屋の評価額」とを比較できます。

**内容** ・土地価格等縦覧帳簿 課税対象土地の所在、地番、地目、地積、価格  
 ・家屋価格等縦覧帳簿 課税対象家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格  
 ※所有者の情報や税額等は、縦覧の対象には含まれません。また、複写の交付もできません。  
**対象** ・土地価格等縦覧帳簿 町内に土地を所有し課税されている方  
 ・家屋価格等縦覧帳簿 町内に家屋を所有し課税されている方  
**期間** 4月1日(月)～4月30日(火)(平日及び土曜開庁日)  
**【平日】**8時30分～17時30分 **【土曜開庁日】**8時30分～12時30分(第2・第4土曜日)  
**ところ** 役場1階税務住民課 **手数料** 無料

◆縦覧に必要なもの

- ・マイナンバーカード、運転免許証等(本人確認できるもの)
- ・納税通知書・課税明細書 ・代理人の場合は委任状

《固定資産課税台帳の閲覧》自己の資産が確認できるほか、借地・借家人や権利関係人も、対象資産を限定して閲覧できます。

**期間** 通年(平日及び土曜開庁日)  
**【平日】**8時30分～17時30分 **【土曜開庁日】**8時30分～12時30分(第2・第4土曜日)  
**ところ** 役場1階税務住民課  
**手数料** 4月1日(月)～4月30日(火)は無料(期間外は1通300円)

◆閲覧に必要なもの

- ・マイナンバーカード、運転免許証等(本人確認できるもの) ・代理人の場合は委任状
- ・借地・借家人の場合は借地、借家の契約書や権利関係を証する書面

◆その他

4月上旬に送付する納税通知書に固定資産の価格等を明記した課税明細書を添付しています。自己資産の課税内容については、この明細書で確認できます。

**問合せ** 役場税務住民課 ☎820-1503

**軽自動車税(種別割)の減免**

障害者手帳等の交付を受けている方が所有する軽自動車など、一定の要件に該当する場合には、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。4月23日(火)までに申請してください。

**問合せ** 役場税務住民課 ☎820-1503

**坂町教育委員会会議の傍聴について**

教育委員会会議は、毎月、定期的に開催しています。また、必要に応じて臨時に開催する場合があります。

会議の開催日時及び場所は、坂町掲示場へ告示していますのでご覧ください。なお、傍聴を希望される方は、役場学校教育課へお問い合わせください。

**問合せ** 役場学校教育課 ☎820-1524